

工事及び工事に関する業務以外の業務に係る 前払金保証の提出について

令和 7 年 1 1 月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市総務部契約検査管理課

岩見沢市が発注する建設工事等における契約保証、前払金保証について、電子による提出を令和 7 年 4 月 1 日以降に契約締結する工事等より開始しておりますが、建設工事及び建設工事に関する業務以外の業務（※）についても、電子による提出が可能です。

下記の利用手順を参考に、提出をお願いいたします。

※建設工事及び建設工事に関する業務以外の業務

- ・ 契約検査管理課が入札・契約を行い、着手から発注課が担当する業務（業務番号 6 7 ～、6 8 ～）
- ・ 契約検査管理課を通さない業務で、前払金の支払が「有」の業務

記

利用手順

- （１）受注者は、保証会社へ前払金保証申し込みを行い、保証契約を締結します。
- （２）保証会社は、受注者へ保証内容及び認証キーをお知らせします。
- （３）受注者は、「保証契約番号及び認証キー」を発注担当課へ提出します。

※提出方法は、発注担当課へご確認ください。

- （４）発注担当課は、保証確認サービス「D-Sure」へアクセスし、提出された認証キーを基に保証内容を確認し各種手続きを行います。

建設工事等における保証証書の電子化について

令和 7 年 3 月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

岩見沢市が発注する建設工事等における契約保証、前払金保証について、受注者の事務負担軽減及び行政事務の DX 推進等を目的として、電子化への対応を開始します。

なお、電子化対応以降も従来どおり保証会社が発行する保証証書の提出が可能です。

記

1 適用時期 令和 7 年 4 月 1 日以降に契約締結する工事等より

2 対象となる保証及び保証会社

- | | | |
|-------------|---|---------------|
| (1) 契約保証 | { | 北海道建設業信用保証(株) |
| (2) 前払金保証 | | 東日本建設業保証(株) |
| (3) 中間前払金保証 | | 西日本建設業保証(株) |

3 利用手順

- (1) 受注者は、保証会社へ契約保証又は前払金保証（中間前払金保証を含む）申し込みを行い、保証契約を締結します。
- (2) 保証会社は、受注者へ保証内容及び認証キーをお知らせします。
- (3) 受注者は、「保証契約番号及び認証キー」を発注者（契約検査管理課）へメールで提出します。

提出先メールアドレス「keiyaku-denshi@city.iwamizawa.lg.jp」

- (4) 発注者は、保証確認サービス「D-Sure」へアクセスし、提出された認証キーを基に保証内容を確認し各種手続きを行います。